基本課題V

方針・政策決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

市では、推進プランの前期実施計画では、審議会等の委員の男女比において、「一方の性が 30%を下回らないようにする」と目標を設定し、政策決定過程への女性の参画促進に取り組んできました。平成 18 年 4 月 1 日現在の審議会等の委員の女性の割合は全体で 36.4%、都道府県や政令指定都市の割合を越え、推進プラン策定時から継続して目標値の 30%を超えています(図表 12、13)。

市職員においても、採用や登用、人材育成の機会は、性別にかかわりなく平等に提供されていますが、管理職に占める女性の割合は、4.8%と国家公務員や全国の市町村職員と同様に低水準にあります。

平成 17 年度に実施した市政世論調査では、「男女の地位に対する平等観」の中で、「平等になっている」は「学校教育の場で」が 60%を超え最も多いのに対し、「社会通念や慣習で」は 19.5%と最も低く、次いで、「職場の中で」が 20.2%と低くなっています。こうしたことを背景に、地域活動や職場等における方針決定過程への女性の参画が進んでいない状況が見受けられます(7 頁図表 3)。

また、市が平成15年度に行った「市内の事業所に働く女性の意識と実態調査」に おいても、女性管理職は少ない傾向にあります(図表14)。

社会のあらゆる分野の政策あるいは方針の立案及び決定に共同して参画することは、 共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すことであり、重要な意義を持って います。

このため、今後も引き続き、市における率先した取り組みや、事業所や市民への周知、啓発に努めるとともに、地域における人材育成に取り組むことが重要です。

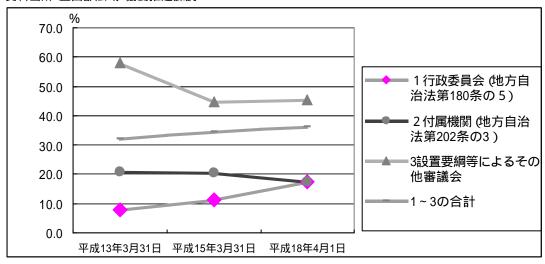
図表 12 女性の方針 政策決定過程への参画状況

資料出所 :企画部広域 ·協働推進課調べ (H18.4.1 現在)

	区分	総数	女性数	割合(%)
	市議会議員	19	4	21.1
1	行政委員会(地方自治法第 180 条の 5)	23	4	17.4
2	付属機関(地方自治法第202条の3)	190	33	17.4
3	設置要綱等による長の私的諮問機関	440	201	45.7
	1 ~ 3 の 合 計	653	238	36.4

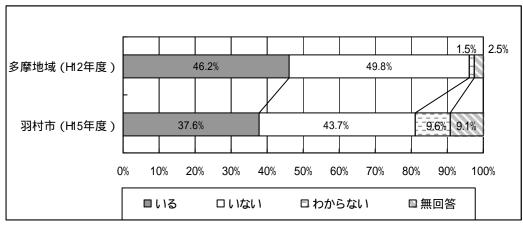
図表13 女性の方針 政策決定過程への参画状況 (推進プラン策定時からの変化)

資料出所 :企画部広域 ·協働推進課調べ



図表 14 :女性の管理職の有無

資料出所:「市内事業所に働く女性の意識調査」と「多摩地域における働く女性の意識調査」との比較)





1 行政における女性の参画の拡大

市民に身近な行政の政策決定は、一人ひとりの市民生活に大きな影響を与えます。市民の半数を占める女性の意見が市政に反映されるように、今後も審議会や委員会などへの女性の積極的な登用など、引き続き、行政が率先した取り組みを行います。

施策	事 業 名	事業の内容	実施状況	実施時期 と目標	担当課
(1)審議会 等におけ る女性の 参画の拡 大	女性委員の 積極的な登 用と男女比 率の設定	審議会等の委員を委嘱等 する際に女性委員の登用を 促進するとともに、どちら か一方の性が、継続して 35%を下回らないよう、男 女の参画推進に努める。	充実	Α	全 庁
	女性リーダ ー養成講座 等の実施(-3-(3)- の 再掲)	方針決定過程に男女が共同 して参画できるよう、人材	継続	Α	広域・協働推 進課
(2)市にお ける女性 職員の参 画推進	職員の人材 育成	人材育成基本方針の見直 しを行い、その方針に基づ く職員研修を実施し人材の 育成に努める。	継続	Α	職員課
	超 過 勤 務 の 抑制	職業生活と家庭生活を両立できるよう事務事業の見 直しを進め、超過勤務の更なる縮減を図る。	継続	Α	職員課企画課
	性別によら ない職種や 職域の拡大	性別にかかわりなく、個 人の能力や適性に応じた配 置・登用を行い、男女平等 の職場環境を整備する。	継続	Α	職員課

施策の方向

2 事業所における女性の参画の促進

事業所における男女の均等な機会と待遇が確保されるようセミナーの実施や情報誌等を通じて、男女雇用機会均等法の普及・啓発に努めるとともに、職場において 1ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所を紹介していきます。

施策	事 業 名	事業の内容	実施状況	実施時期 と目標	担当課
(1)男女雇 用機会均 等法の普 及とポジ	用機会均 等法の普 及とポジ ミナー等の 実施(-2 -(1)- の再 掲)	関係機関に働きかけ、身 近な会場で「労働セミナー」 を実施する。	新規	A	広域・協働推進課
ティブ・ アクショ ンの促進	男女雇用機 会均等法等 の周知(- 2-(1)- の 再掲)	男女雇用機会均等法等の 周知徹底を目指し、情報誌 ウィーブやパンフレット等 を活用した普及啓発を行 う。	継続	A	産業振興課 広域・協働推 進課
	女性リーダ ー養成講座 等の実施(-3-(3)- の 再掲)	あらゆる分野での政策・ 方針決定過程に男女が共同 して参画できるよう、人材 育成のための講座等を実施 する。	継続	A	広域・協働推 進課
	人材育成支 援事業等の 実施	中小の製造業や商業の後継者等を対象にセミナー等 を開催し、事業所の人材育成のための支援を行う。	新規	A	商 工業 活性 化推進室
	男女にやさ しい事業所 の紹介(- 2-(3)- の 再掲)	視点をもった実践活動を行	継続	A	広域・協働推 進課

1 ポジティブ・アクション

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対して、その機会を積極的に提供することで、積極的改善措置ともいう。



3 地域活動における男女共同参画の促進

地域の課題解決や自己実現の場でもある、様々な市民活動の場において、あらゆる活動に男女がともに対等な立場で参画できるよう働きかけていきます。

施策	事 業 名	事 業 の 内 容	実施状況	実施時期 と目標	担当課
(1)地域活 動の人材 育成	女性リーダ ー養成講座 等の実施(-3-(3)- の 再掲)	あらゆる分野での政策・方 針決定過程に男女が共同し て参画できるよう、人材育成 のための講座等を実施する。	継続	Α	広域・協働推 進課
(2)市民活 動等にお ける男女 共同参画	ボランティ アの育成支 援	様々な分野で特技・技術・ 知識・経験を生かしたボラン ティアの育成を行う社会福 祉協議会の活動を支援する。	継続	Α	社会福祉課 (社会福祉 協議会)
の促進	社 会 貢 献 活 動の支援	まちづくりを推進する市 民活動団体に対し、補助金に よる支援を行う。	継続	A	広域・協働推 進課
	消費者活動 への参加促 進	男女がともに消費者活動 を支えていくよう、消費生活 講座などを通じ、特に男性の 積極的な参加を働きかける。	継続	Α	生活環境課 (消費生活セ ンター)
	環 境 活 動 の 参加促進	一人ひとりが自らのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていけるよう、男女の環境活動への積極的な参加を促進する。	継続	Α	生活環境課 (消費生活セ ソター) 環境保全課

施策	事 業 名	事 業 の 内 容	実施状況	実施時期 と目標	担当課
(2)市民活 動等にお ける男女 共同参画 の促進	地域の文化・産業、制力を受ける女性の参画ののの意識を発	生涯学習の機会や情報誌等を通じて、地域づくりや産業、観光等の分野における女性リーダーの育成や意識啓発を行う。	新規	А	広域・協働推 進課 生涯学習セ ンターゆと ろぎ 産業振興課
(3)男女共 同参画の 視点を取 り入れた	地域防災計 画の見直し	地域防災計画を見直し、男 女共同参画の視点を取り入 れた新たな地域防災計画を 策定する。	新規	A	市民生活安全課
防災体制 の確立	女性消防団 員の増員	男性で構成されている職域への女性の参加を促進し、より対等な立場で活動を実践する。	継続	A (H23年度 までに7人 から10人へ)	市 民生活安 全課